

かも 市史だより

平成23年3月

No.23

◆編集発行 加茂市幸町2丁目3番5号 加茂市教育委員会内市史編さん室 ☎0256(52)0080 内線480



▲ ズリ捨て場（写真手前の石が散らばる場所）と坑口（写真奥）



▲ 「佐渡 御用鉛」の旗（来歴等不明、民俗資料館所蔵）



▲ 小乙鉱山産出の鉛鉱石（丸印の部分に鉛がある。筆者採集）

産出された鉛の一部は「御用鉛」として佐渡金銀山に運ばれ、金銀の精錬（灰吹法・鉛合金を作り、金銀を抽出する方法）に用いられたようです。

現在、鉱山跡には五十か所以上の間歩（坑道）や露天掘り跡・選鉱場跡・採掘で出たズリ（屑石）捨て場が明瞭に残っており、当時の賑わいを知ることができます。

（考古・古代・中世部会尾崎高宏）

小乙川流域の鉛鉱山跡 — 佐渡にも運ばれた鉛 —

七谷地区の小乙川流域には江戸時代中期～明治初め頃まで鉛の採掘が行われていた鉛山群があります（小乙鉱山跡）。宮寄上村・上高柳村（村松藩領）での鉛山の発見は安永八年（一七七九）頃と伝えられ、当初は藩の直営で、寛政三年（一七九一）以降は商人や農民に請け負わせ一定の運上金（税）を徴収する「請山」として稼行されたようです。その後、民間による開発が進んだ結果、新鉱脈の発見が相次ぎ、「本柿沢鉛山」・「荒山沢鉛山」など、二十か所以上の採掘場があったことが分かっています。安政二年（一八五五）頃が最盛期で三年間で約二十九トンの鉛を産出したと言われています。

産出された鉛の一部は「御用鉛」として佐渡金銀山に運ばれ、金銀の精錬（灰吹法・鉛合金を作り、金銀を抽出する方法）に用いられたようです。現在、鉱山跡には五十か所以上の間歩（坑道）や露天掘り跡・選鉱場跡・採掘で出たズリ（屑石）捨て場が明瞭に残っており、当時の賑わいを知ることができます。

戦後回復期における社会保障

戦後的新憲法は第二五条で「国民の生存権」を打ち出し、これが新しい「福祉」の出発点となつて、三法体制（昭和二十二年の「児童福祉法」、二十四年の「身体障害者福祉法」、二十五年の「改正生活保護法」）が成立しました。加茂においてもこれらが精神を受けて、わずかずつながら福祉への取組みが開始されます。その様子を探つてみましょう。

生活保護

昭和二十一年十月の「生活保護法」は最低生活さえも保障できない低水準のものであり、二十五年五月の改正で改善がなされたものの、やはり

その水準は低いままで止まっています。

した。二十五年六月に「社会事業法」が施行され、二十六年には新潟県内の各地方事務所に社会福祉事務所が設置されますが、加茂においては市制施行に伴つて二十九年四月から

三十年には生活保護該当者二〇〇所帯、六五〇名に対し年額約一三六八万円（うち医療費約八四〇万円）が支出されました。監督官庁は医療費増を防ぐため監査を厳重にしてきています（「加茂市制だより」昭和31・2・1）。

身体障害者福祉については障害者手帳や国鉄割引証の交付などの他に補装具交付も行われました。ほかに戦傷病者・戦没者遺族援助などがありました。

須田未亡人会。ビンチ

解散は見合せ

須田地区未亡人会は運営が頗るに行かないことから、解散するか現在を維持するか、注目されるいたのであるが、十日午後一時から須田交所で懇親を開き、結局、種々的な行事は出来るだけ避け、解散するのはまだ時期尚早だといふ意見が多くつたため、見合はせることになつたが、今後も起る難めている。

同会は昭和二十五年二月二十五日、生活の大黒柱を失つてと

須田地区未亡人会は運営が頗るに行かないことから、解散するか現在を維持するか、注目されるいたのであるが、十日午後一時から須田交所で懇親を開き、結局、種々的な行事は出来るだけ避け、解散するのはまだ時期尚早だといふ意見が多くつたため、見合はせることになつたが、今後も起る難めている。

児童福祉

母親が働く家庭を助けるために昭

和三十年までに加茂保育園（のち定光寺保育園、定員二六五名）、本量寺保育園（一〇〇名）が常設保育園として開所しており、他に農繁期季節保育所として四か所（西光寺一〇

〇名、天神林六〇名、加茂新田一〇〇名、下条一〇〇名）が存在していました。春秋各二〇日保育を行っていました。昭和三十年代になるとさらに増加していくことになりました。

公営住宅

公営住宅（市営・県営）については三〇年市営七六戸、県営二六戸が、厚生寮は七五戸が建設されており、その後も建設が推進されていく。

公益質屋

加茂町の公益質屋は昭和二十五年十二月町議会で設置が決まり（昭

▶ 戦後の社会扶助組織（旬刊加茂）昭和三十二年一月十五日付）

母親が働く家庭を助けるために昭和三十年までに加茂保育園（のち定光寺保育園、定員二六五名）、本量寺保育園（一〇〇名）が常設保育園として開所しており、他に農繁期季節保育所として四か所（西光寺一〇

〇名、天神林六〇名、加茂新田一〇〇名、下条一〇〇名）が存在していました。春秋各二〇日保育を行っていました。昭和三十年代になるとさらに増加していくことになりました。



加茂町公營質屋条例

第一條 本町に公營質屋を設ける。

第二條 公營質屋は公營質屋法及び本規則の定める處により本町在住者に対する物品を質として資金貸付をする。

第三條 質物は春貝、六類、表具等目、紙記名表券、その他適當で確実な動産と限るものとする。

第四條 町長は質屋に於て某の物品を質へしうる権利を有す。

第五條 質屋は公營質屋法及び本規則の定める處により本町に公営質屋を設けるため財産主に必要な証明を爲さしめることとする。

第六條 発付利率は一月、区分以下とする。

第七條 発付金額は質物による評価額の十分の八以下とする。

第八條 流質の回数は四ヶ月とする。租一特別の事由があると認めた者に限り六ヶ月を越え乍らの期間とする。

第九條 質物は公營質屋が返却する日より三月以内に返却するが、返却する日より五ヶ月以内に再貸付する場合は、前条の規定を適用する。

第十條 和二十五年十二月第四回町会議録)、翌年から営業が始まつて金融難、高金利に悩んでいた庶民生活を守るために貢献しました。当時は貸付限度一所帯五〇〇円、利率月三%、

▲ 加茂町公營質屋条例 (〔昭和25年加茂町会々議録〕)

方税改正で国保料も国保税として税金同様に徴収できるようになり、国・県から医療費が補助されるなど、運営健全化の手段が講じられました。

この間、加茂町の国保組合は二十四年に町営に変わったもの財政悪化のため廃止のやむなきに至り、その後も再開の契機を見出せずにいました。二十七年末の町議会で、

議員から「国保を取り巻く情勢は好転しているのに、いつまで休止するのか」と質問され

れた金田町長は「現在再開の腹案はない」と答えており、「他市町村から転入してきた人々は、国保がないので困っている」という意見も出されます(〔昭和二十七年十二月加茂町々議事録〕)。

一方、七谷村でも二十三年に任意組合に代わる村営国保組合が発足し、その後もなんとか持ちこたえて、村内加入者数は健康保険との重複加入者若干名も含めて六七一所帯、四五百人(加入率は人員で九六%)に達していました(〔昭和二十九年七月下条村事務報告〕)。

つたため(大半は有力者の反対のための滞納による)、反対が続きましたが、徐々に必要性が理解されて次第に好転、二十八年には収納率が九二%に達し、「国・県の補助が二二%になつていて事務費は補助によつて大体賄える」と報告されるまでに改善します(〔昭和二十九年下条村議会議事録〕)。須田村については史料をしまよと云つたところと同様で、現に同様であったと推定されます。

なお三村合併に当たつては合併組合に併合するものとして暫定的に残しておき、最終的には三十年十一月の須田村合併にあわせて全市統一的な加茂町国保組合が成立するに至ります。この時の加入率は所帯で九四%、人員では八四%でした。

▲ 下条村への保健婦常駐を訴える金田加茂町長の答弁 (〔昭和二十九年開催町村合併促進協議会々議録〕)

まことに、市長が、公務員の立場を離れて、經營者としての立場を離れて、公務員の立場を離れて、经营者としての立場を離れて、

まことに、市長が、公務員の立場を離れて、经营者としての立場を離れて、

建具覚え書き

上町市川一郎



戦後の建具業界は、戦中の木工機械などの改良で割合早く良くなつたよう思われます。ただ当時は直結モーターでなく、ベルトで動いていました。機械整備されていた事業所は、どちらかといえば従業員の多い所で、個人事業所は昭和三十年以降、万能木工盤が出てようやく設備されるようになつたと思います。年代は忘れましたが、昭和四十年代後半頃、「納取機械」が設備されるようになつて

から、加工面でも仕事が楽になつてきました事と、さらに超仕上鉋盤が市場に出てきてからは、手鉋で仕上げてゆく所が少なくなつて大きく変化してきました。それに加えて接着剤も発達してボンドが出てから「ソクイ」を作る必要もなくなつてきました。

賃金については、戦前より出来高払いがなされておりました。はつきりしないが、賃金交渉の時に一律に日給の平均賃金を決定する事が出てきて以後、現在に至つているようです。ただ戦後において一回だけ賃金の引下げ交渉がなされました。多分日本経済のドッヂ政策が取られた頃

と考えられます。また昭和二十五年頃の前半は、賃金も一ヶ月纏めて支給はされず、数回に分けられて支給された時期もありました。その後朝鮮戦争以後経済状況が上がり始めて良い方向に向いてきたようです。

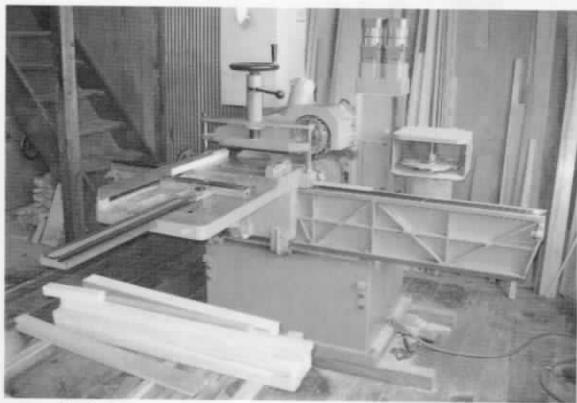
近年になって建築構造が变つて以来、建具のおさまる所も少なくなつてきて業界も現況になつて、賃金も据え置きといったところです。ボーナスも昭和四十年以前は各事業所において多少は異なるも、下駄や下着類などが支給されておりました。昭和四十年以降

と思ひますが、賃金交渉の場においてボーナスの最初の基準は年収の一パーセントと決まりましたように覚えております。ただ支給額は各事業所の経営状況において多少の差はあつたようです。

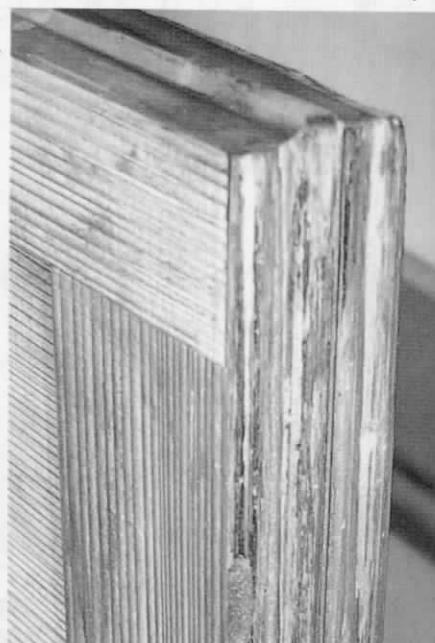
従業員が労働組合を作る以前に、手加工の人達では戦前より職工組合がありました。組合が二つあったのですが、一つに纏まつて交渉するようになりました。賃金交渉において



▲ 超仕上鉋盤

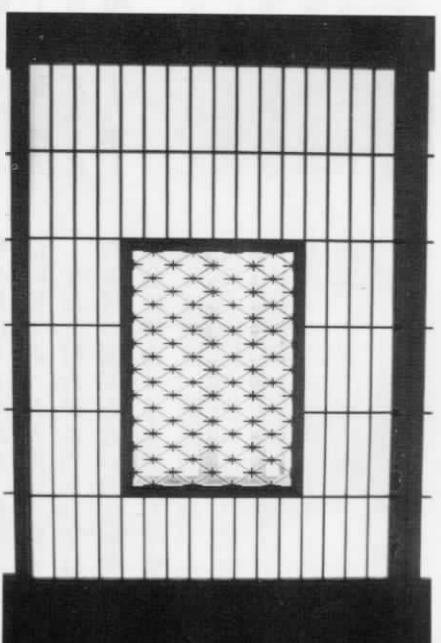


▲ 自動鉋



▶ 阿賀野市孝順寺に使われている加茂建具

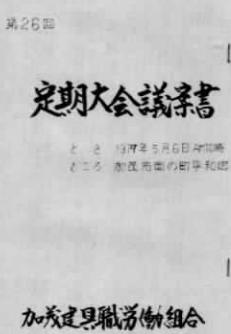
菱蜻蛉(右)



従業員の養成について、戦後食糧事情が悪くて従業員は通つていま

は、全国的にみても類例のない交渉方法で注目を集めました。それは事業所の集まりの協同組合と個人加入の労働組合が一つの窓口で賃金を決めて実施する事と、交渉が妥結した場合、決め酒的に酒が労働組合に支給されてきた古い恒例があつたことです。

かも私史



▲ 労働組合の大会議
案書

村むら寄より議き



下高柳 高橋貞二

寄 議 ランプ生活で、ラジオも

テレビもない大正のはじめ頃、夕食を済ませた親父さんが今夜は寄り、だと、提灯に火を付ける。風があるからと懐にマッチを入れて出かける。

が過ぎて区切りの時は各事業所で違います。今まで自分の使った金物（道具）と記念品、あるいは現金などを支給されて年季明けがなされました。その後は各人の考え方でその事業所に残る人も他の事業所に移る人もいました。また県の木工試験場ができて、二、三年ほど授業を受けて、事業所に入つて来た人たちもいました。

建具技術では、知っている人も少なくなって残念なものに、安田（阿賀野市）の孝順寺（斎藤家）の建具の加茂の特殊技術があります。遠藤建具店の亡くなつたお爺さんから聞いた話ですが、建具は加茂の一流の人達が泊まり込みで製作してきたものだそう、「くるみほぞ」「つばくろどめ」などの技術は、加茂の誇りといつても良いと思います。このことは田上町の椿寿荘も同様で、加茂の建具が使われました。

（昭和四年生、平成十四年六月記）

準をつくる。

春寄議は区長の交代をはじめ各役員の改選、村仕事および男女の賃金、休日などの決定が中心議事となっていました。もちろんこれは事前に持たれた重立の寄合の原案がそのまま承認されることになる。

村人（戸主）が全員集り、案件の相談と決定する場、つまり総会を村寄議とか村寄合と呼んだ。

古くから定期的に年二回で春先の農耕が始まる三月までの間に開かれ、これを初寄議または春寄議などと呼んでいた。あとの一回は暮寄議

持するため各戸から均等に稼働要員を出して奉仕するのが村仕事である。別名公力ともいつた。この代表的なものに道普請がある。

降雪期にいたんだ村の道路を補修する作業で、春四月の雪消えどきか割とも云つた。年内に要した村経費をそれぞれの村方式による基準で各戸に割り当てる。

新生活運動の一端として 七谷相談係会振舞の一一番使の廢止など …九項目を決定

七谷地区相談係会（相談係十七名は十五日出席所で開き、新生

た相談係会規約案に対しては、種々の意見があり、今はらく態度

決定を保留する。

④ 五月節句は上条の六月十五

日の夏至。

⑤ 五月初旬は上条の六月十五

日の夏至。

⑥ 五月初旬は上条の六月十五

日の夏至。

⑦ 初産児に衣類等を贈る生家よ

り贈ることを廃止すること。

⑧ 祭式の場合御神の引物は砂糖

三斤程度を超えないこととする。

⑨ 時間厳守について、公の集会

はもちろん一段の振舞等の場合も

時間を提示して一番使を廃止する

こと、等々九つの項目を決定して

めようといきこんでお近く運動

を展開する。

として推進すること。
① 秋祭は旧来通り、各部落毎にしお祭をせめこととする。
② 結婚に際し、嫁及娘は式服と身の廻り品だけ持参しその他は全く用意すること。
③ 春の各部落祭は四月十五日

ら苗代仕事の始まるまでの間に行われる。近くの川原から砂利を運んで来て道に敷いたり、修理する。植林等の作業、さらに夜廻り（夜警）や、冬期間の共同施設の雪おろし、通学路や隣り村までの道踏みなどがある。

い、共有林の杉起し、根刈り、間伐、の砂利あげや、岸辺の草刈り、江扱（えびら）こと、道幅は三かんぢきとする、このほか道草刈り、用水路の川底

「雪踏当番帳」に朝七時までに終わること、道幅は三かんぢきとする、大雪のときは増員する、とある。

（大正五年生）

◆ 七谷の生活の様子を伝える新聞
記事（旬刊加茂）昭和三十一年六月二十五日付

※ 本稿は平成十四年に逝去した故人の遺稿より起こしたものである。

● 七谷の生活の様子を伝える新聞
記事（旬刊加茂）昭和三十一年六月二十五日付

史料紹介

生田万の乱

と
鷺尾甚助

天保七年（一八三六）は全国的に大凶作で、「困窮前代未聞」のことといわれ、米価は高騰し、翌八年春にはそれまでにない高値となりました。村々では小作騒動や百姓一揆が続出する中、大坂では同姓一揆が続出する中、大坂では同年二月窮民救済を目的に大坂町奉行所元与力で、陽明学者の大塙平八郎が門下の与力・同心や豪農らとともに挙兵、この事件は半日で鎮圧されました。影響は大きく、越後柏崎では同年六月生田万の乱が起きました。

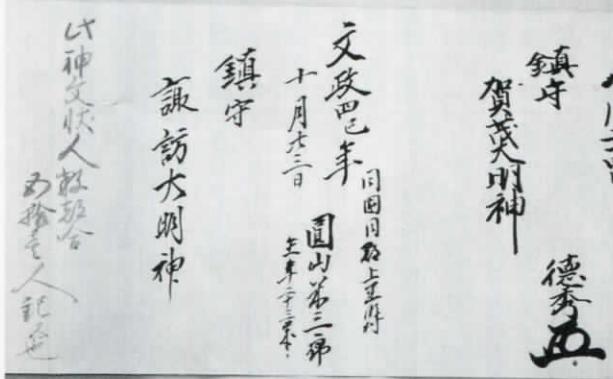
館林藩浪人の生田万は平田派の国学者で、天保七年に同門の諭訪神社神主樋口英哲に招かれ、上州太田より柏崎に来住し、塾をひらいていました。翌八年生田らの同志は大塙の乱に触発され、窮民救済をかけて桑名藩柏崎陣屋を襲う計画をたて、同年五月二十九日石瀬村（旧岩室村）に集結します。翌三十日、彼らは船頭を雇い「弥彦神裏浜手の遊覧」を名目に間瀬浦（旧岩室村）から船出し、荒

浜村（柏崎市）に上陸して村の庄屋・組頭宅を襲い、食事・金品を強要し、さらに「奉天命誅國賊」「集忠臣征暴虚」の一旗を押し立て、悪田川（鰐川のこと）を渡り、翌六月一日朝石川のこと）を渡り、翌六月一日朝

浜村（柏崎市）に上陸して村の庄屋・組頭宅を襲い、食事・金品を強要し、さらに「奉天命誅國賊」「集忠臣征暴虚」の一旗を押し立て、悪田川（鰐川のこと）を渡り、翌六月一日朝

起請盟文前書

浜村（柏崎市）に上陸して村の庄屋・組頭宅を襲い、食事・金品を強要し、さらに「奉天命誅國賊」「集忠臣征暴虚」の一旗を押し立て、悪田川（鰐川のこと）を渡り、翌六月一日朝



▲ 鷺尾甚助の門人帳 卷頭に門人が守るべき誓約（起請文）が置かれ、以下に名簿が載っている

六時頃、柏崎陣屋を襲撃します。この事件の同志は七人でしたが、熊倉玄道（現三条市保内村医師熊倉玄泰倅）は途中荒浜より引き返したため、襲撃に加わったのは次の六人です。

生田万（当時三七歳）、鷺尾甚助（尾張藩浪人で加茂に居住、剣術道場を開く、五四、五歳の大男）、鈴木城之助（水戸藩浪人、三条町大庄屋宮島家に止宿）、山岸嘉藤治（現燕市源八新田百姓景意の倅、三二歳）、小野沢佐左衛門（現三条市荻島新田名主、三〇歳）、古田亀一郎（現三条市大島新田名主古田与五左衛門次男、一八歳）。

決行は失敗に終わり、生田自身は傷ついて納屋町裏の浜手で自害し、その他の同志も切り死に、または自害しましたが、鷺尾甚助はその

屋敷を目指したといわれています。しかし、まもなく捕縛され、寺社奉行青山因幡守忠良による吟味中に牢死しました。

さて、鷺尾甚助はどのような人物だったのでしょうか。彼は神道無念流の剣術師範で、「鷺尾甚助門人帳」（『加茂市史』資料編二）によると、文化九年（一八一二）の頃、加茂町に来て剣術道場を開いています。文化九年から天保六年（一八三五）までの入門者は計一九八人において、多くは加茂・三条・燕・白根・新潟の割野地域などの大庄屋・村役人や、その子弟たちでした。年によつては集中的に遠隔地の柏崎・佐渡・魚沼郡の門人たちのところへ赴き出稽古を行っています。生田万を柏崎に招いた樋口英哲も門人の一人でした。



▲ 一揆勢が用いた幡 「奉天命誅國賊」「集忠臣征暴虚」「天助國賊殺」の主張を掲げた